

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

|         |  |     |      |
|---------|--|-----|------|
| 開催日及び場所 | 平成29年3月14日(火) 本社会議室  |     |      |
| 委員      | 角田 茂(学校法人参事) 西谷隆亘(大学名誉教授) 中村好男(大学教授) 篠原焔夫(弁護士) 栗田 誠(大学院教授) |     |      |
| 審査対象期間  | 平成28年10月1日～平成28年12月31日                                     |     |      |
| 抽出案件    | 総件数  | 5 件 | (備考) |
| 工事      | 一般競争入札   | 1 件 |      |
|         | 公募型指名競争入札  | 0 件 |      |
|         | 通常指名競争入札   | 1 件 |      |
|         | 随意契約   | 0 件 |      |
| 建設コンサルト | 公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル                                      | 1 件 |      |
|         | 公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札  | 0 件 |      |
|         | 標準プロポーザル   | 0 件 |      |
|         | 一般競争入札   | 1 件 |      |
|         | 通常指名競争入札   | 0 件 |      |
|         | 随意契約(競争性のある)   | 0 件 |      |
|         | 随意契約(特命随意契約)   | 0 件 |      |
|         | 補償契約   | 1 件 |      |

### 1. 委員からの意見・質問、それに対する回答等

#### (1) 一般競争入札(工事) 【付替県道5号橋上部工工事】

| 意見・質問  | 回答  |
|--|---|
| <p>・総合評価の基準として、機構発注工事での実績を求めている項目が多いが、他の発注機関の同種工事の実績があれば、従来実績のない者でも入札に参加し、落札できる可能性が出てくるような評価基準を設定した方がいいのではないか。</p> | <p>・機構の実績があった方が評価は高くなりますが、そうでなくても点数は付けます。やはり、機構の工事に積極的に参加していただきたいということで、確かに実績がないと、この評価項目の点数は少し低くなりますが、今回実績ができると、次の工事で多少技術点を上げられますので、機構としては色々と参加していただきたいということです。</p> |
| <p>・機構工事における実績や成績が良かったということが多くの項目で評価の基準になっており、機構の工事を受注した実績がない者にとっては、評点は低くならざるを得ないということになるのか、そこをもう少し緩和する余地はないか。</p> | <p>・委員の意見を参考にさせていただきます。</p>   |

#### (2) 指名競争入札(工事) 【大規模地震対策利根大堰11号堰柱外耐震補強工事】

| 意見・質問   | 回答   |
|---|--|
| <p>・当初の一般競争入札において、2社のうち1社は低入札価格調査を辞退して不落となり、残り1社は2回開札を行ったが予定価格超過となり、不落随契への移行も辞退となり不落となったということ</p> | <p>・1回目の入札が低入札であったので落札を保留して、低入札調査の確認を行いました。調査を辞退されました。残りの1社は予定価格を上回っていたので、2回目の入札を行いました。予定価格を下回ることなく落札できなかったため、不落随契への移行</p> |

|   |   |
|---|---|
| だが、時系列的にはどういう順番でこうなったのか。                        | 手続きを行いました但し辞退されました。   |
| ・当初の一般競争入札の予定価格とその後指名競争入札の予定価格が異なっている理由は。       | ・これは月が少しずれたため、ガソリン等の資材単価が変動した関係で積算上そうになりました。  |
| ・一般競争で入札した 2 社は、指名業者の中には含まれているのか。またその者が落札したのか。  | ・入っていますが、別の業者が落札しました。   |
| ・複数の堰柱のうち一部のみが工事の対象になっているが、残りの堰柱は既に終了しているのか。    | ・河川での工事のため、出水期以外の期間で工事を実施しています。このため一度には工事ができませんので、27 年度に左岸側から工事を実施しており、今年度は今回の部分を実施しています。ご質問の箇所は来年度以降に順次発注する計画です。 |
| ・左岸側から始めたのは、何か技術的な問題あるのか。                       | ・左岸側は比較的水深が浅いエリアなので、仮締め切りの方が深いエリアより施工しやすいということで先行して実施しています。   |
| ・大規模地震対策とは、どのくらいの震度を想定した対策なのか。                  | ・震度でいきますと 6 強に対応する補強となります。  |
| ・指名業者の選定条件として電子入札対応者に絞っているが、電子入札対応者のみに絞った理由は何か。 | ・平成 26 年 10 月から電子入札を導入しまして、当初のころは登録業者数が少ないということで従来の方法と併用するような形で進めていましたが、平成 27 年度からは基本的には完全に電子入札を条件としています。         |

(3) 簡易公募型プロポーザル (土木関係コンサルタント業務)

**【機械設備の維持管理高度化検討業務】**

| 意見・質問  | 回答   |
|--|--|
| ・業務内容の一部項目は基本的なことだと思うので、機構内で検討されたのか。   | ・この部分についても受注者から提案はしてもらいますが、サブワーキングの中で意思統一しながらまとめていきたいと思っています。  |
| ・主な参加資格要件で「業務実績の要件(ただし、成績評定点が 60 点以上に限る)」と記載されており、そうすると永久に新規参入ができないというように考えられるが、その点はどう考えたのか。 | ・機構だけではなく、国等の他機関での成績も含まれています。業務として合格した実績のある者であれば必ず 60 点以上になりますので、60 点以上に限るとするのは実績があれば参加できるということです。そういう実績があるという資料をチェックするという方法を行っています。 |
| ・評価基準のうち、配置技術者の経験、能力については客観的に判断できるものだと思うが、実施方針、評価テーマについては提案書を読んだ人によって受け止め方や考え方が違うと思う。多くの場合   | ・審査委員会の中で、こういう着眼点でやるということを決めて、3 人でヒアリングを実施しました。実施方針と評価テーマの部分は、それぞれ 3 人で話をして、評価表を作成して、審査委員会で確認していただいて、点数を決めています。                      |

|  |  |
|--|--|
| は複数人での評価等で公正中立に評価が行われていることが多いと思うが、この案件についてはどう結論を出しているのか。 |  |
| ・その審査会には、3人以外の者も加わって委員会を構成しているのか。                        | ・委員長は設備保全室長、副委員長は技術管理室長、委員は契約企画課長、技管室担当課長と設備保全課長になります。   |
| ・業務内容にウェアラブル端末の実用性の検討とあるが、実際にウェアラブルはそんなにあるのか。            | ・昨年度と今年度に琵琶湖開発において、ARとかヘッドマウントだとかを今やっています。またARでタブレットでの点検などを実際にやり始めているので、そういうものも確認して、また、国交省でもやられているものがありますので、そういうものを参考にしていきたいと思います。 |

(4) 一般競争入札 (土木関係コンサルタント業務)

【豊川用水二期大野導水併設水路取水施設外設計業務】

| 意見・質問  | 回答   |
|--|--|
| ・予定価格と調査基準価格に相当な差があるのはどうしてか。   | ・調査基準価格の算出方法は、入札説明書の中にある「工事請負契約の事務処理要領第14条の2の基準の取り扱い」に基づき算出しています。予定価格については、基本的に機構の積算基準によりますが、一部積算基準にないものは、歩掛かりの見積もりを徴取して、その一番低いものを採用しています。 |
| ・総合評価整理表の企業の技術力や技術者の技術力といった項目は、客観的に判定できると思うが、取組姿勢についてはどういう方法で評価したのか。 | ・申請者から提出された資料をもとに、9月26日に開催しました審査委員会において、審査委員の合議で決めています。  |

(5) 補償契約 【発電所の廃止に関する補償契約】

| 意見・質問                                   | 回答  |
|---|---|
| ・補償する場合、何に使ったということは考えないで新規の購入価格を補償するのか。 | ・これは移転補償で杭を撤去していただくというものです。物自体の補償ではありません。   |
| ・移転した先を確認するのか。そこに魚が入ってこなかった場合はどうするのか。   | ・機構として確認するのは、工事範囲外に移転していただくことということで、移転先がどこになるかということは漁組の皆さんにお願いしています。移転したことで捕れなくなったとは聞いていませんので、適切な新たな場所を見つけられて漁具を設置されたと思っています。 |

## 2. 委員会による意見の具申又は勧告

なし

## 3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長 足達 謙二 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 杉浦 正人 (内線 2331)